

の副總裁であつた江口定條氏の長女であるが、長女不二子は神戸女學校出身の才媛で東京帝大出身で現在農林省の書記官である木村氏に嫁してゐる。長男輝一氏は帝大在學中であり亦二女は東京府立高女の出身で才色である。宗教的には、氏の家族は累代眞言宗である。氏は現在勅選貴族院議員として比較的少數派の同成會に屬してゐるが、氏の鋭

敏なる觀察力とその識見と、その多年行政官としての經驗とは貴族院に於ても有數なる人材としてなくてはならぬ人材たることは疑いの餘地はない。筆者の氏に望むところは現下我が國情は内外共に益々多事多難有史以來未曾有の時局に際して益々健全にて邦家の爲一層貢獻されんことをこゝに記してこの拙稿を了へることにした。

北海道の道路愛護共勵會に就て

有 岡 富 次

昭和十一年中秋北海道地方に於て取り行はせられたる陸軍特別大演習竝に地方行幸に際し、畏くも本道に垂れを給

路愛護共勵會が折込まれ三百萬道民の勤勞奉仕を呼びかけたのに始る。

ひし洪大無邊の、聖恩に對し奉り深く感激を以て、聖旨を奉體し此の曠古の御盛事を一契機として本道各般に亘り一大躍進を期すべく郷土運動の發足を見其の一部門として道

抑も此の道路愛護共勵會は道民の道路橋梁愛護精神を馴致すると共に愛郷の念を涵養する事に重點を指向し各支廳毎に開催し各町村の道路保護組合及道路の維持修繕を目的

とする各種團體を會員として毎年事業計畫を樹て出品せしめ共勵する方法にして之が審査は毎年五月より十月迄の六ヶ月間に於て出品道路の事前、中間、事後の三期に於ける

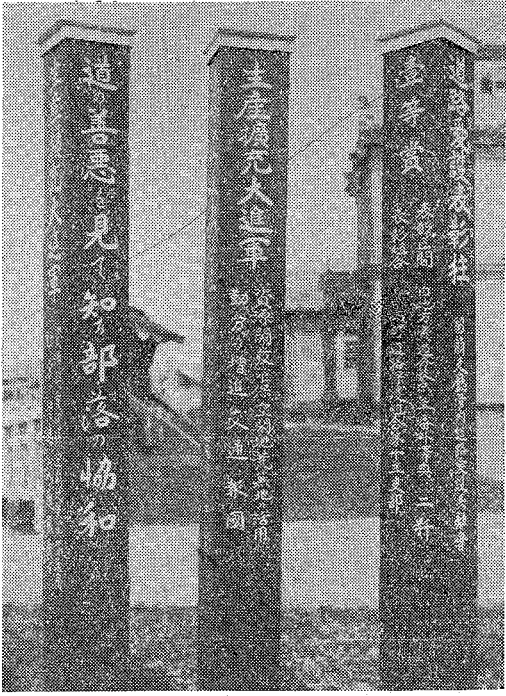
状態と別記審査要領に依り土木現業所長を審査委員長として行ひ之に等級を付し賞状並に奨勵金を交付するものとす。本奨

勵金は北海道地方費土木費土木事業奨勵費中より之を交付するものである斯くして各支廳に於て實施したる結果を本廳に報告せしめ綜合審査を行ひ

其の最も優秀なる團體に對し更に長官より表彰を行ふのである。而して回を重ねるに従ひ益々進展し現在に於ては道内全町村の各種團體之に参加し其の成果は誠に見るべきも

のが多く最優秀團體に於ては一ヶ年一戸當出役人員二十二人に達し出品道路の延長二十料と云ふ涙ぐましい奉仕であつて事變以來勞力、資材の不足騰貴に遭ひ道路の維持修繕

意の如くならない秋道民の赤誠に依つて之に屈する事なく突進してゐる事は誠に感激に堪へない次第である。



序に道路愛護美談を紹介した。 虻田郡俱知安尋常高等小學校では兒童の勤勞並に社會奉仕の精神を涵養する目的で昭和十一年以來尋常五

年生以上の兒童を毎月左の記念日に道路公園の清掃を爲す事とした之が爲町内の道路は清掃美化し町民を感激させ今や郷土美化の一施設となつた。八、九百名の兒童が一致協

力既に五ヶ年の長きに亘り倦まず弛まず早朝之に従事すると云ふ篤行は實に賞すべきものである。

一、清掃作業實施狀態

(イ) 清掃作業は氣候の關係で毎年五月より十月迄の六

ケ月間。

(ロ) 毎月の作業日。

一日 善行日

十日 國民精神作興に關する詔書換發記念日

十三日 戊申詔書換發記念日

三十日 教育勅語換發記念日

毎月以上の四日を奉仕日として午前五時より一時間従事するのである。

昭和十四年以降は時局に鑑み之を日曜勤勞奉仕と改め毎日曜日午前五時より二時間作業する事に改めた。

(ハ) 清掃作業の區域並に方法は兒童の通學區域に依つて八班に分ち教員を班主任として上級兒童中から班長、副班長を選任して各其の區域の清掃に従事する

のである。

(ニ) 最近は日曜日の勤勞奉仕は一の習慣となり教師の指導なく自治的に行ふ迄に達した。

(ホ) 奉仕記録。

年 別	作業日數	延人員
昭和十一年	二四日	一四、四〇〇人
昭和十二年	二四日	一七、六八〇
昭和十三年	二四日	一七、七〇〇
昭和十四年	二六日	二五、二七六
昭和十五年	二六日	二二、七四八
合 計	一二四日	九七、八〇四

◎道路共勵會審査規程

第一條 出品申込レタル道路ニ對シテハ其ノ開始前ニ一回終了前ニ一回規程ニ其ノ成績ヲ考査スルモノトス

第二條 審査ハ左ノ標準ニ依ルモノトス

- 一、作構物其他下水溝ノ水吐ヲ良クスルコト
- 二、道路ノ不陸ヲ直シ實用路面ノ草芥ヲナスコト
- 三、砂利撒布スルコト

但シ拓殖費支辨町村道又ハ準地方費道以上ノ道路ニ對シテハ溜置砂利ヲ所轄土木事務所ノ承認ヲ得タル上使
用スルハ差支ナシ

四、道路ノ故障物ヲ除去シ道路標識及指導標ノ設置並ニ修繕ヲスルコト

第三條 採點ノ方法ハ左ノ標準ニ據ルモノトス

イ、出來形點數

一、作構物並下水溝ノ水吐狀態 二五點

一、路面ノ不陸及實用路面ノ草芥 三〇點

一、敷砂利ノ狀態 二五點

一、障礙物ノ有無及道路標識指導

標ノ設置及修繕狀態 二〇點

計 一〇〇點

計一〇〇點ハ出來形點數即チ參加當時ノ點數ニシテ參加前ノ道路狀態ノ點數ヲ差引シタルモノヲ審査點數トス

ロ、作業點數

一、出役總人員點數

男一人一人役、女二人ヲ以テ一人役、小學生三人ヲ以

二〇點

一、面積點數

二〇點

一、出役人員對關係戶數點數 二五點

一、交通量點數

一五點

一、愛護觀念點數

二〇點

計 一〇〇點

ハ、道路愛護デーノ成績點數

一、出役總人員點數 二〇點

一、一戶當出役人員點數 三〇點

一、道路ノ修理點數 三〇點

一、愛護普及ノ宣傳點數 二〇點

計 一〇〇點

テ一人役、馬車一臺ヲ以テ二人役トシテ換算シ町村長ノ報告ニヨル

道路延長ニ造成幅員ヲ乗シタルモノトス

一戶當出役人數ニシテ町村長ヨリ報告ニヨル

委員及審査員ノ合議ニヨル

平常ニ於ケル愛護觀念ノ厚薄ニシテ擔當保護區員ノ調査ニヨル

出役人數ノ換算ハ前記ノ通

出品以外ノ道路修繕トス

宣傳表示ノ效果如何ニ付テ

ニ、前記イ、ロ、ハノ合計點數ヲ三等シタル其ノ一ヲ

以テ成績點數トシ等級ヲ定ムルモノトス

〇〇支廳管内道路愛護共勵會々則準則

第一章 總 則

第一條 本會ハ〇〇支廳管内道路愛護共勵會ト稱ス

第二條 本會ハ道路愛護思想ヲ普及スルヲ以テ目的トシ毎年五月ヨリ八月迄四ヶ月間管内各町村内ノ道路ニ於テ之

ヲ行ヒ其ノ實績ヲ審査シ功勞顯著ナルモノニ付本會則及

審査規程ニヨリ之ヲ表彰スルモノトス

但特殊ノ事情アル場合ハ右期間ヲ延期スルコトヲ得、此

場合ハ延期理由ヲ具シ會長ノ承認ヲ受クルモノトス

第三條 本會ノ事務所ヲ〇〇支廳内ニ置ク

第四條 本會ニ左ノ役員及職員ヲ置ク

役員 會長 一名

副會長 一名

職員 委員長 一名

委員 若干名

第五條 本會ノ會長ヲ〇〇支廳長トシ〇〇支廳殖産課長ヲ

副會長トシ委員長及委員ハ會長之ヲ囑託ス

第六條 會長ハ會務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

委員長ハ會長ノ命ヲ承ケ本會事務ヲ掌リ委員ハ上司ノ命

ヲ承ケ事務ニ従事ス

第七條 本會ニ顧問若干名ヲ置キ會長之ヲ推薦ス

第八條 本會ノ役員及職員ハ名譽職トス

第二章 出 品

第九條 出品者資格ハ町村又ハ道路保護組合トス

第十條 出品スベキ道路ハ一路線ニテ二料以上トス

但同一區間ハ連續出品スルコトヲ得ス

第十一條 出品申込ハ第一號様式ニ依ル申込書ニ第十二條

ノ圖書ヲ添付ノ上保護組合ニアリテハ町村役場ヲ經由四

月三十日迄ニ提出スベシ

事業着手及終了ノ場合ハ直ニ之ヲ届出ツルモノトス

第十二條 前條ニ依ル申込書ニハ左ノ圖書ヲ添付スルモノ

トス

一、作業箇所一般圖

二、事業計畫書

第十三條 出品者ハ會期中出品區間ニ標識ヲ設クベシ

第十四條 天災事變其ノ他不可抗力ニ依ル災害等發生シタル場合ハ出品者ハ本會事務所ニ其ノ災害程度及箇所ヲ明記シタル圖面ヲ添ヘ急報スベシ

第十五條 一、審査ハ會長ニ報告シ審査員ノ派遣ヲ請フモノトス

二、審査委員長ハ〇〇土木現業所長トシ審査員ハ會長及審査委員長ノ合議ニ依リ會長之ヲ囑託ス

第十六條 審査ハ審査規程ニ據リ左ノ各號ニ付テ之ヲ行フ

一、作業ノ適否

二、出來形ノ良否

三、道路愛護デーノ成績

第十七條 褒賞ハ審査ノ成績優良ナルモノニ付等級ヲ定メ之ヲ授與ス

第十八條 褒賞授與式ハ各町村ニ於テ二月十一日舉行スルモノトス

第十九條 審査並授賞ニ付テハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第二十條 作業其ノ他ニ於テ虚偽ノ所以ヲ發見シタルトキハ褒賞ヲ取消スコトアルベシ

第四章 雜則

第二十一條 本會ノ處務其ノ他必要ナル細則ハ會長之ヲ定第一號様式

參加申込書

貴會々則ニ遵ヒ左記出品致度候條會則第十二條圖書相添ヘ此段申込候也

年 月 日

町村又ハ組合長

〇〇支廳管内道路愛護共勵會長殿

道路等級

路線名

出品區間

延長

備考